

「AI 事業者ガイドライン案」に対する意見書

意見書

令和6年2月19日

総務省情報流通行政局
参事官 宛て

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-2-8 虎ノ門琴平タワー5 階
一般社団法人新経済連盟 代表理事 三木谷浩史
TEL: 050-5835-0770
E-mail: info@jane.or.jp
(連絡担当者: 大室)

「AI 事業者ガイドライン案」に対する意見書に関し、別紙のとおり意見を提出します。

資料名	該当箇所			ご意見
	章・部など	該当ページ	該当する記載	
「AI 事業者ガイドライン案」本編	全般	—	—	<p>今回の AI 事業者ガイドラインについては、AI 利活用を促進するものか、あるいは、産業振興の障壁となっていないか、過度な規制となっていないかといった観点から検討することが重要であると考え。その点においては、例えば、法制度の検討状況や認証制度、本ガイドラインの運用方法等と併せて今後も慎重に議論する必要があると考える。そのため、今回の意見招請においては最終意見を留保し、本ガイドラインに対する意見は引き続き、検討していきたい。</p> <p>なお、後述の意見は、現時点において、会員企業から挙げられた意見を記載している。これらについては、本ガイドラインの内容をより精緻なものとするべく、参照頂くことを望む。</p>
「AI 事業者ガイドライン案」本編	全般	—	—	<p>本ガイドラインは原則法定拘束力のない文書であるところ、既存の法令上求められる事項に関する内容も見受けられることから、既存の法令等との関係を整理のうえ、本ガイドラインの理念を考慮しつつも事業者の自主的な取り組みに委ねられるのであって、例示にあたる点と既存の法令上解釈に影響があるもの、履行が求められる点を整理していただきたい。</p>
「AI 事業者ガイドライン案」本編	全般	—	—	<p>本ガイドラインに従うことにより得られる企業側の利益について、明確にすべきである。</p>
「AI 事業者ガイドライン案」	全般	—	—	<p>ガイドライン案全体として、開発する AI プロダクトの性質(例えば、個人の生命・財産等に与え得る影響の度合い等)に</p>

該当箇所				ご意見
資料名	章・部など	該当ページ	該当する記載	
本編				<p>よっては、事業者側にやや過剰な負担感や煩雑さを感じさせる内容となっている可能性がある。</p> <p>例えば「D-6）i. 検証可能性の確保」、「D-7）i. AI 提供者への『共通の指針』の対応状況の説明」、「D-7）ii. 開発関連情報の文書化」等の規定への対応に際しては、多くの記録/文書化業務が生じることが予想され、特に人的リソースの制約の大きいスタートアップ等においては、開発ならびに社会実装のスピードを減退させる可能性が懸念される。</p> <p>また、「関連するステークホルダーへの情報提供（p.17）」においては、「データ収集及びアノテーションの手法」、「学習及び評価の手法」、「基盤としている AI モデルに関する情報」等の提供が求められているが、これらはサービスの中核的価値を形成する情報であり、事業者側としては開示に慎重に成らざるを得ず、「プライバシーや営業秘密を尊重して、採用する技術の特性や用途に照らし、社会的合理性が認められる範囲で」との記述も認められるものの、企業としてどの程度の情報開示が期待されるのかの判断が極めて困難である。</p> <p>本ガイドライン以外にも個人情報保護法等の各種の規制があることに鑑みれば、① 開発される AI モデルの種類（生成 AI、分類、回帰等のタスク）、② 当該企業の開発工程そのものへの関与の度合い（Ex. 海外企業に開発をアウトソースするケース、OSS の AI モデルやサービスを利用するケース等）、③ プロダクトの性質（Ex. 個人の生命・財産等に与え得る影響の度合い）等を考慮した上で、異なるレベルの自主規制を求めものとなるとともに、本ガイドラインが、AI に関係する全ての事業者におい</p>

該当箇所				ご意見
資料名	章・部など	該当ページ	該当する記載	
				て、積極的にかつ、継続的に活用されるものとなることを期待する。
「AI 事業者ガイドライン案」本編	全般	－	－	本ガイドラインの内容に関して、例えば、シンガポールの IMDA Verify フレームワークのように、他国のフレームワークで有効なものについては参考にさせていただきたい。
「AI 事業者ガイドライン案」本編	はじめに	2 頁		「マルチステークホルダーの関与の下で、Living Document として適宜、更新を行う」とのこと、本ガイドラインが示す指針等の内容は関係事業者に影響があるため、更新内容を踏まえ、適宜、更新前に関係事業者の意見を幅広く聴取する適切な機会を設けていただきたい。
「AI 事業者ガイドライン案」本編	第 2 部 AI により目指すべき社会と各主体が取り組む事項	11 頁	(全体)	事業活動以外で AI を利用する者は本ガイドラインの対象外とされるところ、一般消費者を含めた事業者以外の者においても AI の活用が普及し、本ガイドラインの指摘するリスクが顕在化するおそれが同様に認められる実態に鑑み、本ガイドラインにおける対象事業者による透明性確保の取組みとは別途の形で、一般消費者等のステークホルダーに対する広報啓発活動を実施することも重要である。この点、本ガイドラインは「教育・リテラシーの確保の機会を提供することが期待される」旨を言及しているところ、当該役割を対象事業者に期待すると同時に、国等の公的機関においても、積極的な広報施策を推進されることをお願いしたい。
「AI 事業者ガイドライン案」本編	C. 共通の指針	14 頁	C-1)-①人間の尊厳と個人の自律	AI を利用したプロファイリングについて、①「アウトプットの正確性を維持させつつ」②「AI の予測、推奨、又は判断等の限界を理解して」とされているところ、正

該当箇所				ご意見
資料名	章・部など	該当ページ	該当する記載	
				確性の維持には限界があるゆえに、その限界を理解した対応が必要となるものと理解している。そのため、①の部分を例えば、「アウトプットの正確性を可能な限り維持させつつ」または「アウトプットの正確性に配慮しつつ」などに修文いただきたい。
「AI 事業者ガイドライン案」本編（別添含む）	C. 共通の指針	14 頁	C-1) 人間中心 3) 公平性	<p>AI を利用したプロファイリング行為は、例えば、一般的に行われている広告配信の対象セグメントを AI のみで分析することから、雇用契約や融資契約等の個人の権利利益に直結する行為の分析、ないしはよりセンシティブな内容の分析を行うことまで、そのリスクレベルの程度は多岐にわたる。</p> <p>本ガイドラインにおいて、「人間中心」「人間の判断の介在」等のプロファイリング行為に対する要求事項が想定しているリスクレベルとはいかなる程度を指すのか、一定の基準や具体例等を示していただきたい。</p> <p>また、別添 1-B14 ページ（「不適切な個人情報の取扱い」）が指摘する2つ目の事例は過去の米国のケースを想定したものであるところ、この有権者の傾向を分析して投票行動を呼びかける内容のターゲティング広告を配信する行為は、どのようなリスクレベルの意図の下で記載されているのか、ご教示いただきたい。</p>
「AI 事業者ガイドライン案」本編	C. 共通の指針	16 頁	C-3)-②人間の判断の介在	例えば、広告配信対象のセグメント化を AI で分析する場合、人間の判断が介在していないと評価される場合があると考えられるが、このような AI 利用は一般的であって、また、人間の判断が介在していなくても必ずしも公平性に支障をきたすものではないと考えられる。

該当箇所				ご意見
資料名	章・部など	該当ページ	該当する記載	
				そのため、「AI の出力結果が公正性を欠くことがないよう、公平性に疑義が生じると考えられる場合は、AI に単独で判断させるだけでなく人間の判断を介在させる利用を検討する」などと修文していただきたい。
「AI 事業者ガイドライン案」本編	C. 共通の指針	16 頁	C-5) セキュリティ確保	<p>「国際的な個人データ保護の原則及び基準の参照」を考慮しつつ、プライバシー保護の対応策を検討するとし、その基準の例として注釈 15 で OECD、CBPR、G7、GPA の各文書表題を指摘している。他方で、本ガイドライン本編・別添において、国際的な議論を踏まえつつ、プライバシーに関する遵守事項を具体化している。</p> <p>注釈 15 の各国際的指針を参照するための参考として、本ガイドラインで具体化した遵守事項と、注釈 15 の各国際的指針の差分はどこにあるのか、及び、本ガイドラインを参照することと、注釈 15 が指摘する各国際的指針を参照することの関係性についてご教示いただきたい。</p>
「AI 事業者ガイドライン案」本編	C. 共通の指針	18 頁	C-6) 透明性	<p>ステークホルダーへの情報提供・説明事項として、AI 利用の事実のほか、「データ収集及びアノテーションの手法」「学習及び評価の手法」「基盤としている AI モデルに関する情報」「AI システム・サービスの能力、限界、提供先における適切/不適切な利用方法」「AI システム・サービスの提供先や AI 利用者が所在する国・地域等において適用される関係法令等」「AI システム・サービスを提供・利用することの優位性」をあげている。これら各事項の説明内容や粒度の意図を明確にするために、記載例を提示していただきたい。</p>

該当箇所				ご意見
資料名	章・部など	該当ページ	該当する記載	
「AI 事業者ガイドライン案」本編	C. 共通の指針	18 頁	C-6) 透明性	ステークホルダーへの情報提供・説明事項として指摘されている「AI システム・サービスの提供先や AI 利用者が所在する国・地域等において適用される関係法令等」について、AI システム・サービスに適用される法令という意味では広範にわたるが、どの分野・粒度を想定しているのか。事案にはよるものの、例えば、「包括的な AI 規制法はないものの、知的財産関連法、プライバシー関連法など、分野ごとの法律がある。」との記載でもよいと思うがいかがか。
「AI 事業者ガイドライン案」本編	C. 共通の指針	18 頁	C-7)-②「共通の指針」の対応状況の説明	「共通の指針」の対応状況についてのステークホルダーへの説明事項(全般、人間中心、安全性、公平性、プライバシー保護、セキュリティ確保)の記載例を提示していただきたい。
「AI 事業者ガイドライン案」本編	第 2 部 D. 高度な AI システムに 関係する事業者 に共通の指針	23 頁	(D. 全体)	<p>当該項目は「高度な AI システムに 関係する事業者 に共通の指針」とあるが、「高度な AI システムに 関係する事業者」 の定義をより明確にされることを望む。 例えば、現時点における高度な AI シ ステムに 関係する事業者なのか、あるいは、過 去にさかのぼって適用されるかなど、 その対象がやや不明確であると考 えられる。</p> <p>また、当該項目は高度な AI システム に 関係する事業者 に共通の指針とな っているが、広島 AI プロセスを 経て作成された「全ての AI 関係者 向けの広島 プロセス国際指針」では、全ての AI 関係者 向けとなっており、高度な事業者 以外が 当該項目を捨象して良いのかどうか も不透明な印象である。</p> <p>上述の繰り返しとなるが、当該項目 がど のような事業者 に 関係してくるのか具体</p>

該当箇所				ご意見
資料名	章・部など	該当ページ	該当する記載	
				的に記載されることを望む。また、今後の技術革新等の状況も踏まえ、「高度なAI システムに係る事業者」の定義を適宜、見直されることが望まれる。
「AI 事業者ガイドライン案」本編（別添含む）	第4部AI提供者に関する事項	33 頁	P-4) i. プライバシー保護のための仕組みや対策の導入 P-5) i. セキュリティ対策のための仕組みの導入	企業においては、プライバシーおよびセキュリティが担保されていることがサービス提供における安心・安全に繋がるものとする。その観点においては、当該項目について、定量的な指標も交えてより詳細な記述を望む。別添においても解説がなされているものの、記載がやや抽象的に留まっている印象を受ける。併せて、例えば、認証制度を設け、ガイドラインに準拠していることを公式に謳えるようにするといったような制度も検討されてはどうか。
「AI 事業者ガイドライン案」本編（別添含む）	第4部AI提供者に関する事項	33 頁	P-6) ii. 関連するステークホルダーへの情報提供	情報開示や説明責任の水準について、別添においても解説がなされているものの、記載がやや抽象的に留まっている印象を受ける。実例を載せるなど、より具体的な記載を望む。
「AI 事業者ガイドライン案」別添	3. AI 開発者向け	71 頁	D-2) i. 適切なデータの学習	別添においては、より具体的に、どのようなデータが適正利用の範囲になり得るのか（例えば、法律上保護される利益に係るものとは何か）を例示されると AI 開発者にとっては有益な情報になるのではないかと。
「AI 事業者ガイドライン案」別添	3. AI 開発者向け	73 頁	D-3) i. データに含まれるバイアスへの配慮	不当なバイアスが生じ得る情報を決定する際に憲法 14 条 1 項のほか、「国際的な人権に関するルールで言及されている属性」も考慮することであるところ、具体的に考慮すべきルールを例示等で明確にしていきたい。また、個人情報保護法及び同政令・規則が定める要配慮個人情報も本趣旨に適合する

該当箇所				ご意見
資料名	章・部など	該当ページ	該当する記載	
				ものと解されるが、この理解で誤りはないか、もし誤りがなければその旨を明記してはどうか。
「AI 事業者ガイドライン案」別添	3. AI 開発者向け	89 頁	D-6) ii 関連するステークホルダーへの情報提供	昨今の生成 AI に関するリスクへの関心の高まり等に鑑みると、プロンプトへの入力データの学習活用有無（オプション・オプトアウト等）や、データの学習範囲の開示など、より具体的な内容を例示として記載してもよいのではないか。
「AI 事業者ガイドライン案」別添	5. AI 利用者向け	128 頁	(5. AI 利用者向け全体)	本ガイドラインが様々な事業活動において AI を活用する全ての者を対象としたガイドラインであることに鑑みると、利用者の観点においては、情報流出等のセキュリティ等の観点から、機密情報等の不適切な入力への対策についても触れるべきではないか。

以上